

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人国立大学財務・経営センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規程に基づき、平成21年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規程に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の平成21年度における調達の目標

平成21年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成21年2月13日閣議決定）。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

情報用紙（コピー用紙・フォーム用紙・インクジェットカラープリンタ用塗工紙） 印刷用紙（カラー用紙除く） 印刷用紙（カラー用紙） 衛生用紙（トイレトペーパー・ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

<p> 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉・バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース（FD・CD・MO用） マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット </p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
--	-------------------------------------

<p> OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む） のり（澱粉）（補充用を含む） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ゴミ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣類取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む） チョーク 梱包用バンド </p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
---	-------------------------------------

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4 OA機器

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 電子計算機 プリンタ等（プリンタ・プリンタ／ファクシミリ兼用機） ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小型充電式電池 電子卓上計算機 カートリッジ等（トナーカートリッジ、インクカートリッジ）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

5 移動電話

携帯電話 PHS	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------	------------------------------

6 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫） テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

8 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

9 照明

蛍光灯照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 ランプ等（蛍光灯ランプ、電球形状のランプ）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

10 自動車等

自動車 ITS対応車載器等（ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム） 一般公用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達の予定はない。
---	-----------

11 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

1.2 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

1.3 インテリア・寝装寝具

カーテン等（カーテン、布製ブラインド） カーペット（タフテッドカーペット、 タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット） 毛布等（毛布・ふとん） ベッド（ベッドフレーム・マットレス）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

1.4 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

1.5 その他繊維製品

テント・シート類（集会用テント、ブルーシート） 防球ネット	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------------------	------------------------------

1.6 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器	調達の予定はない。
--	-----------

1.7 防災備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 乾パン 缶詰 レトルト食品 非常用携帯燃料	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建築機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

19 役務

省エネルギー診断	調達の手定はない。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
食堂	調達の手定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
自動車整備	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
植栽管理	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
清掃	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
害虫駆除	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
輸配送	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の手定はない。
小売業務	調達の手定はない。

II 特定調達物品等以外の平成21年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。OA機器、家電製品等については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択するよう努める。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 国立大学財務・経営センター内にグリーン調達のための連絡会議（議長を理事長、副議長を理事とする会議）を引き続き設ける。
2. 調達の実績は、品目ごとにとりまとめ、公表する。
3. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
4. 機器類等については、できる限り修理を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針を定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月15日作成）に準拠して行うよう努める。

7. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
8. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001又はエコアクション（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
9. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
10. 本調達方針に基づく物品調達担当窓口は、総務部総務課会計係とする。